平成２５年（フ）第４７２号
大阪府岸和田市田治米町250番地　府営住宅５棟302号、開始決定時の住所大阪府貝塚市堀１丁目９番８―602号
破産者　大迫　光子
1　決定年月日　平成26年２月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第１０４３号
広島市佐伯区八幡が丘１丁目24番５―102号、開始決定時の住所広島市佐伯区利松３丁目27番７号
破産者　中本　博道
1　決定年月日　平成26年２月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１０４５号
広島市佐伯区利松２丁目11番22号　岡田アパートＢ―２、開始決定時の住所広島市佐伯区利松１丁目６番27号
破産者　中本　昌利
1　決定年月日　平成26年２月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第３３８号
熊本県上益城郡益城町大字惣領1488番地10、前住所熊本市東区花立６丁目７番63号
破産者　伊豆丸　剛
1　決定年月日　平成26年２月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第８５号
函館市堀川町９番11号、開始決定時の住所函館市的場町25番22号
破産者　小田まゆ美
1　決定年月日　平成26年２月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第８６号
函館市堀川町９番11号、開始決定時の住所函館市西桔梗町733番地９
破産者　小田　　晃
1　決定年月日　平成26年２月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

平成２４年（フ）第５号
岩手県二戸郡一戸町西法寺字諏訪野６番地15、旧住所青森県三戸郡五戸町字狐森北14番地１
破産者　梅津光三郎
1　決定年月日　平成26年２月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（フ）第５号
神奈川県伊勢原市高森７丁目６番地の11　グリーンハイツタカナシＡ―201号、前住所神奈川県厚木市愛甲477番地１　萩原ハイツＢ―202
破産者　中山　浩志
1　決定年月日　平成26年２月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第１０６号
静岡県御前崎市合戸2365番地の１
破産者　沖　　伸夫
1　決定年月日　平成26年２月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第１２２９号
京都市伏見区醍醐外山街道町７―96、申立時住所京都市伏見区深草砂子谷町１番地22
破産者　佐々江電機こと　佐々江貞夫
1　決定年月日　平成26年２月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１３９４号
京都市東山区白川筋三条下る４筋目西入稲荷町北組574番地の１
破産者　澄田　俊明
1　決定年月日　平成26年２月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１５３号
岡山県倉敷市東粒浦３番１号
破産者　杭田　敬介
1　決定年月日　平成26年２月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２４年（フ）第９７号
山口県下関市長府松小田西町９番24号、開始決定時の住所山口県下関市秋根新町15番６号
破産者　広和繊維こと　尾潟　　徹
1　決定年月日　平成26年２月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２４年（フ）第１７０号
大分県臼杵市大字臼杵２の107番地の722、開始決定時の住所大分市大字葛木565番地の16
破産者　江藤　辰美
1　決定年月日　平成26年２月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

免責許可決定

平成２５年（フ）第１０１３号
千葉県船橋市高根台３丁目２番200棟３号
破産者　矢作　恵介
1　決定年月日　平成26年２月12日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第１１０１号
千葉県船橋市田喜野井３丁目18番11号
破産者　西野　信夫
1　決定年月日　平成26年２月12日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第８８８号
千葉市花見川区幕張本郷４丁目10番25号ビーフリー幕張202号
破産者　伊藤　幸二
1　決定年月日　平成26年２月13日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係